

# 新宿区国民健康保険における外国人被保険者の収入率向上の取組み

区における外国人の国民健康保険料収入率は、47.13%となっており、全体の収入率71.15%や日本人のみの収入率76.33%と比べると低くなっています。そこで区では、外国人被保険者に国民健康保険制度の周知を徹底し納付を促すことが収入率の向上につながると考え、様々な取組みを行っています。(数値は令和5年度決算時点)

## 1 外国人被保険者の収入率向上の取組み

### ○国民健康保険制度周知冊子の多言語化

- ・周知冊子を、日本語(ふりがな付き)と英語が見開きページで対になるように作成。
- ・区ホームページの二次元コードを掲載し、電子版で多言語対応。

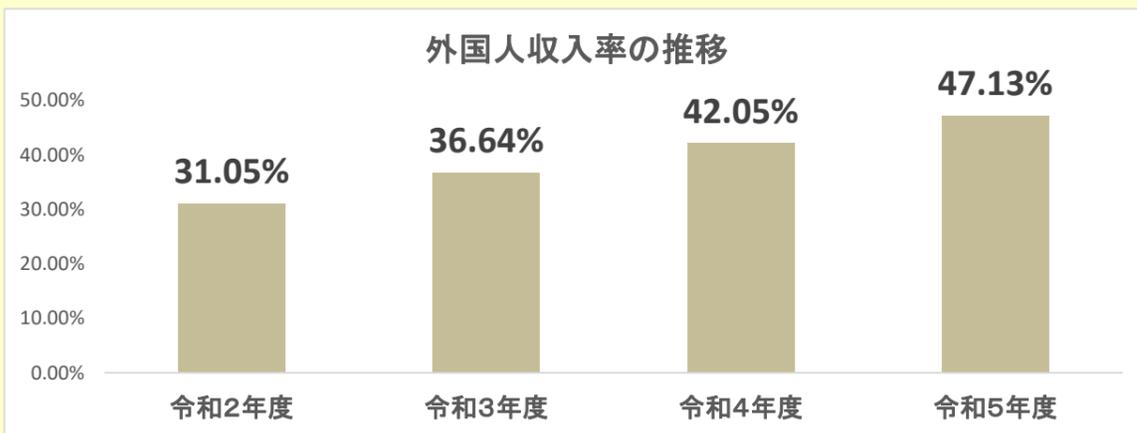
### ○外国語対応が可能な人材の配置

窓口対応及び新宿区納付案内センターに、外国語対応が可能な人員を配置。

### ○催告書同封チラシの多言語化

未納者へ催告書を送付する際に、7か国語に対応したチラシを同封。

外国人収入率は、令和2年度から令和5年度の3年間で16.08ポイント上昇しています。また、令和7年4月からは新たに滞納対策課を設置し、さらなる収入率の向上に取り組んでいます。



## 2 在留外国人に係る医療ワーキンググループに対する提言

新宿区は、自民党の「在留外国人に係る医療ワーキンググループ」に対して、以下のとおり6つの提言を行いました。

- 外国人の国民健康保険の加入にあたり、当該年度の保険料を前納制とすること。
- 次年度以降の納付対策として、確実な納付が見込まれる口座振替を原則とすること。
- 医療機関を受診する際に、マイナ保険証の提示または在留カードの提示を義務化すること。
- 区市町村と出入国在留管理庁等との間での情報連携を強化し、標準システムにおける滞納情報の収集機能を早急に構築すること。
- 在留資格の更新手続きにおける保険料納付証明書の添付を義務化し、未納がある場合には、再入国許可申請及び在留資格の更新を許可しないこと。
- ①～⑤について、国が主体的に取り組み、必要な予算措置を講じること。

上記②を除く区の提言が、**自民党から政府へ提言されることとなりました**